

南魚沼市告示第214号

農業振興地域の整備に関する法律第12条第1項に規定する公告

南魚沼農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法律第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和7年8月19日

南魚沼市長 林 茂 男



- 1 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
南魚沼市役所 本庁舎 北分館 2階 農林課
南魚沼市六日町180番地1